

石川県公報

令和3年5月6日

第13402号(木曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称の変更の届出	4
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	5
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	5
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の所在地の変更の届出 (同)	2	○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	3	○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (建築住宅課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称の届出 (同)	4		
		公 告	
		○県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告 (農業基盤課)	6
		○県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告 (同)	7

告 示

石川県告示第170号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局内灘店	河北郡内灘町字向栗崎1丁目448番地	令和3年4月1日

石川県告示第171号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
ウエルシア薬局内灘店	河北郡内灘町字向粟崎1丁目448番地	令和3年4月1日

石川県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
牧野歯科医院	白山市深瀬新町4番地	令和3年3月4日
長谷川歯科医院	白山市湊町3号24番	令和3年3月11日
中森全快堂野々市市役所前薬局	野々市市藤平田1丁目384-2	令和3年2月28日
八ツ矢はなの木薬局	白山市八ツ矢町233番1	令和3年2月28日

石川県告示第173号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
牧野歯科医院	白山市深瀬新町4番地	令和3年3月4日
長谷川歯科医院	白山市湊町3号24番	令和3年3月11日
中森全快堂野々市市役所前薬局	野々市市藤平田1丁目384-2	令和3年2月28日
八ツ矢はなの木薬局	白山市八ツ矢町233番1	令和3年2月28日

石川県告示第174号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日	
	名 称	所 在 地		
グランファルマケミスト株式会社	万行あおぞら薬局	新	七尾市万行二丁目64番地	令和2年 11月28日
		旧	七尾市万行町35街区9番	
医療法人社団 澄鈴会	訪問看護ステーション「アイリス」	新	小松市矢田野町ヲ88番地	平成30年 12月20日
		旧	小松市矢田野町ホ131番地	
株式会社スパーテル	ひなの家訪問看護	新	野々市市郷1丁目131番地	令和3年 4月1日
		旧	野々市市矢作3丁目10番地	

石川県告示第175号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者名称	事業所		変更年月日
	名称	所在地	
グランファルマケミスト株式会社	万行あおぞら薬局	新 七尾市万行二丁目64番地	令和2年
		旧 七尾市万行町35街区9番	11月28日
医療法人社団 澄鈴会	訪問看護ステーション「アイリス」	新 小松市矢田野町ヲ88番地	平成30年
		旧 小松市矢田野町ホ131番地	12月20日
株式会社スパテル	ひなの家訪問看護	新 野々市市郷1丁目131番地	令和3年
		旧 野々市市矢作3丁目10番地	4月1日

石川県告示第176号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 澄鈴会	小松市矢田野町ヲ88番地	訪問看護ステーション「アイリス」	新 小松市矢田野町ヲ88番地	平成30年
			旧 小松市矢田野町ホ131番地	
グランファルマケミスト株式会社	金沢市本町1丁目5番2号 リファーレ18F	万行あおぞら薬局	新 七尾市万行2丁目64番地	令和2年
			旧 七尾市万行町35街区9番	
株式会社スパテル	金沢市昌永町15番60号2207	ひなの家訪問看護	新 野々市市郷1丁目131番地	令和3年
			旧 野々市市矢作3丁目10	

石川県告示第177号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
医療法人社団 澄鈴会	小松市矢田野町ヲ88番地	訪問看護ステーション「アイリス」	新 小松市矢田野町ヲ88番地	平成30年
			旧 小松市矢田野町ホ131番地	

グランファルマケミスト株式会社	金沢市本町1丁目5番2号 リファーレ18F	万行あおぞら薬局	新	七尾市万行2丁目64番地	令和2年 11月28日
			旧	七尾市万行町35街区9番	
株式会社スパーテル	金沢市昌永町15番60号2207	ひなの家訪問看護	新	野々市市郷1丁目131番地	令和3年 4月1日
			旧	野々市市矢作3丁目10	

石川県告示第178号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
津幡町	河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	新	公立河北中央病院 通所りハビリテーション つばさ	河北郡津幡町字津端 口51番地2 令和3年 4月1日
		旧	河北中央病院 通所りハビリテーション つばさ	

石川県告示第179号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称を変更した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		変更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
津幡町	河北郡津幡町加賀爪ニ3番地	新	公立河北中央病院 通所りハビリテーション つばさ	河北郡津幡町字津端 口51番地2 令和3年 4月1日
		旧	河北中央病院 通所りハビリテーション つばさ	

石川県告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社中森全快堂	野々市市新庄5丁目103	中森全快堂野々市市役所前薬局	野々市市藤平田1丁目384-2	令和3年2月28日
株式会社ヘリックスケアファーマ	岐阜県中津川市坂下872番地の1	八ツ矢はなの木薬局	白山市八ツ矢町233番1	令和3年2月28日
牧野 邦男	白山市深瀬新町4番地	牧野歯科医院	白山市深瀬新町4番地	令和3年3月4日

石川県告示第181号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社中森全快堂	野々市市新庄5丁目103	中森全快堂野々市市役所前薬局	野々市市藤平田1丁目384-2	令和3年2月28日
株式会社ヘリックスケアファーマ	岐阜県中津川市坂下872番地の1	八ツ矢はなの木薬局	白山市八ツ矢町233番1	令和3年2月28日
牧野 邦男	白山市深瀬新町4番地	牧野歯科医院	白山市深瀬新町4番地	令和3年3月4日

石川県告示第182号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
北 川 丈	北川接骨院	かほく市宇野気ト119-6	令和3年4月1日

石川県告示第183号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
北 川 丈	北川接骨院	かほく市宇野気ト119-6	令和3年4月1日

石川県告示第184号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた

施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
猿女 邦守(猿女接骨院)	かほく市白尾ヲ21-5	令和3年3月31日
宗藤 淳一郎(宗藤接骨院)	かほく市内日角2-5	令和3年3月31日
北川 建十郎(北川接骨院)	かほく市宇野気ト119-6	令和3年3月31日

石川県告示第185号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名(名 称)	所 在 地	廃止年月日
猿女 邦守(猿女接骨院)	かほく市白尾ヲ21-5	令和3年3月31日
宗藤 淳一郎(宗藤接骨院)	かほく市内日角2-5	令和3年3月31日
北川 建十郎(北川接骨院)	かほく市宇野気ト119-6	令和3年3月31日

石川県告示第186号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人を次のとおり指定した。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	住 所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
SUNCARE HOLDINGS株式会社	金沢市高尾台1丁目84番地	金沢市高尾台1丁目84番地	令和3年4月22日

公 告

県営緊急耐震工事計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の4第1項の規定により、次のとおり県営緊急耐震工事計画を定めたので、その関係書類を令和3年5月7日から同年6月4日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条の4第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

地 区 名	事 業 名	縦覧に供する書類	縦覧場所
下 福 田 地 区	県 営 震 災 対 策 農 業 施 設 整 備 事 業	県 営 緊 急 耐 震 工 事 計 画 書 の 写 し	加 賀 市 経 済 環 境 部 農 林 水 産 課

県営土地改良事業に係る換地計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、その関係書類を令和3年5月7日から同年6月4日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)この決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年5月6日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (耕作放棄地防止型)	五十里・黒川地区 (五十里工区)	換地計画書の写し	石川県奥能登農林 総合事務所 土地改良部計画課
〃	五十里・黒川地区 (黒川工区)	〃	〃

